

FAXニュース



OMIYA

JR東労組大宮支社

2020年2月20日

No. 124

大宮支社は不当労働行為

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
支社長 大西 精治 殿

大地申第13号
2020年2月19日

東日本旅客鉄道労働組合
大宮地方本部
執行委員長 森田勝美

「正常な職場環境を取り戻し、信義誠実の原則 に従う労使関係の確立を求める」緊急申し入れ

JR東労組大宮支社は、労使間の取扱いに関する協約（労働協約）に基づき、信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立するためには々非々な労使議論を踏まえ今日を迎えていました。

しかし、残念ながら労働組合法違反、各種ハラスメント等が職場で明らかになり団体交渉を重ねざるを得ませんでした。その都度克服に向けて議論を重ねてきましたが、よもや同様の緊急申し入れをせざるを得ない環境になるとは考えてもいませんでした。

今回、大宮運転区の現場長が発した言動は労働基準法違反、労働組合法第7条違反、パワーハラスマント（①優越的な関係を背景とした②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により精神的・身体的な苦痛を与えること③就業環境を害すること）であり看過することはできません。そして、是々非々で対応していくという会社姿勢に反しています。

労働基準法違反としては、年次有給休暇の取得に不安を抱いた組合員に対し、区長は「年休の取っている割合はどこが多いか知ってるの」と言い、「乗務員だよ。だから一番休みを取ってる乗務員が文句を言うんじゃない。国が1年に何回年休を取るように推奨しているかは知っているのか」と聞き、「5日だよ。だからそれ以上こっちは入れる義務はないんだ」と囁き、さらに「年休が取れなくて不安な社員もいる」と訴えれば「あっうなんだ、まずはその人はこの仕事向いていないから転勤した方がいいよ」と言い放ち、この間労使で積み上げてきた年休議論を踏みにじるばかりか、さいたま労働基準監督署からは「労働基準法違反」と断言され、「そんな職場があるのか」と呆れ果てさせてしまいました。

労働組合法第7条違反としては、労働協約（掲示類）第65条を巡り勤務中の組合員を休憩と指示し、掲示責任者である分会長を無責任だと罵り侮辱しました。また、掲示板の前にいた組合員を管理者と共に取り囮み、威圧・強要して掲示物を剥がさせたことは不法行為です。また掲示を再掲出した際、経過を知らない組合員に声を荒げ、嘘つき呼ばわりまで行いました。以上記したことは労働組合への支配介入、不当労働行為と言えます。さらに、乗務員の最終乗務の出迎えに対し「それにこのままだと、最悪の場合だけれど支社の課長辺りが出てきてバリケードをはる。花束を渡すところを現認して処分する」と発言しています。

上記した事象を含めパワーハラスマントは明らかであり、挙げたらきりがありません。また「労使共同宣言を結んでいたときは会社が組合に遠慮してきた」とあたかも会社が労働組合に忖度してきたかのような言動は、築き上げてきた労使関係を踏みにじるものであり、到底認める訳にはいきません。さらにことあるごとに「本社は」と口にして抑制させることは威圧そのものであり、職場環境を著しく乱している現場長の行為は本社からの指示なのかと疑わざるを得ません。

大宮支社第20回定期委員会で大宮運転区から上記の発言があり、また小山駅でも酒気を帯びたマスターが駅社員を恫喝した挙句、管理者を呼べと高圧的に言い当務助役にも同様の恫喝を繰り返したとパワーハラスマント発言がありました。大宮支社として見過ごす訳にはいきません。

従いまして、下記の通り緊急に申し入れを行いますので早急な団体交渉の場と真摯な回答を要請します。

記

1. 労働基準法違反、労働組合法第7条違反、パワーハラスマントを直ちに止め、安心して働く正常な職場環境を構築すること。また、全職場に事実を周知すると共に、再発防止対策を明らかにすること。

以上

全てのハラスマントを絶対に許しません！